

## 研究紀要規程

(発行)

第1条 図書館規程第4条第8号に規定する大阪府立大学工業高等専門学校研究紀要（以下「紀要」という。）は、原則として毎年1回、**12**月に発行する。

2 紀要の英文名は「**Bulletin of Osaka Prefecture University College of Technology**」とする。

(審査・編集)

第2条 紀要に投稿された論文等の審査、紀要の編集等は、図書館運営委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(投稿者)

第3条 論文等投稿の有資格者は、本校教職員とする。ただし、その他の者であっても、本校教職員との共同研究者の場合は、この限りではない。

(受理日)

第4条 原稿が委員会で受理された日をもって受理年月日とする。

(著作権)

第5条 掲載された論文等の著作権は著者に帰属し、その内容についての責任は、著者が負うものとする。

(投稿論文)

第6条 投稿論文等は、原則として未公刊のものとする。ただし、口頭発表の要旨の印刷物は、公開刊行物とはみなさない。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、紀要に関する事項は、図書館長がその都度別に定める。

附 則

この規程は、平成**17**年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成**20**年**11**月**19**日から施行する。

附 則

この規程は、平成**23**年4月1日から施行する。